

令和3年度

仕 様 書

業 務 名 発寒清掃工場煙突整備業務

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

発寒清掃工場煙突整備業務

2 業務内容

本委託業務は、工場全体の安定した稼働を確保することを目的とし、煙突設備の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、清掃を行うものである。

3 履行期限

契約の日から令和3年7月30日まで

なお、各整備は、Ⅲ2(3)に示す焼却炉停止期間内に実施するものとする。

4 履行場所

札幌市西区発寒15条14丁目1番1号

札幌市発寒清掃工場

5 設備概要

煙突 1基(2筒身)

外筒 鉄筋コンクリート製 内筒 鋼板製2筒独立

高さ GL+100m 内径 2.2m 頂部口径 1.7m

6 業務範囲

発寒清掃工場煙突整備業務整備仕様書及び図面のとおり。

複写は禁止する。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 2部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 2部

ウ 業務責任者経歴書 2部

エ 業務日程表 2部

(2) 現場作業前に提出するもの(該当しない項目は除外可)

事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。

- ア 安全管理体制表 1部
ア) 安全管理体制・安全活動計画
- イ 施工管理 1部
ア) 履行(施工)計画書
①連絡体制・履行体制表
②資格者名簿(本業務に必要な資格)
③仮設・搬入計画
イ) 整備要領書
整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順書を記入したもの。
ウ) 立会項目一覧表 1部
施設管理者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。
- ウ 品質管理 1部
ア) 品質管理体制・社内検査体制表
- (3) 現場作業中に提出するもの
ア 作業日報 1部
イ 週間予定表 1部
- (4) 業務完了時に提出するもの
ア 提出図書目録 2部
イ 整備報告書 2部
該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回点検及び整備推奨項目等を報告書に記載すること。
- ウ 業務記録写真
業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影して2部提出すること。
原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。
・写真は、解像度が130万画素(1,280×960)程度のカメラで撮影すること。
・写真の大きさは、原則としてDSC(89×119)とする。
・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
・プリンターはフルカラーで300dpi以上
・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの
- エ 業務完了届 2部
- (5) 任意に提出を求めるもの
名称及び提出時期は次のとおり。
ア 施設管理担当者との打合せ記録簿(打合せの都度) 1部
イ 異常報告書(速報)
各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合にはただちに速報を提出すること。
- (6) 提出図書等の様式
提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。
- 2 適用法令
- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
- (2) その他適用法令及び適用規格
業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。
ア 日本工業規格
イ 内線規程

- ウ 消防法
- エ 建築基準法
- オ 建設業法
- カ その他関連法令、規格

3 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

- ・業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (1) ごみ受入、ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

4 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 経歴書
- エ 受託者との雇用関係を証明する書類等

- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

5 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

- ア ゴンドラ特別教育
- イ ダイオキシン類業務に係わる作業指揮者
- ウ その他関連法令等上で必要となる資格

6 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用
原則として利用できない。
- (2) 資材置場、仮設事務所
資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

7 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は、別図に示すので施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないよう計画し利用すること。

8 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。
- (2) 酸欠等作業場所
施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知す

るとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

9 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

10 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

11 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

12 服装等

- (1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。
- (2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

13 施設管理担当者の立会い

- (1) 作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

14 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

(1) 業務開始前

当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。

(2) 業務実施中

ア 段階確認ほか

各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

15 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

16 その他

- (1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
- (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
- (3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。
- (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。
- (5) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (6) コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (7) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）

- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な電気料金
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

- (1) 履行期間中においても、ごみの受入れ及び焼却炉の運転は継続していることから、関連設備の整備を行う場合は、運転中の焼却炉等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 委託期間中において、焼却炉の運転休止に関する作業については施設管理担当者と綿密な調整を図りながら、次の予定停止期間内で実施すること。
- (3) 焼却炉等の予定停止期間
 - 1、2号炉：令和3年6月3日～令和3年7月7日（予定）
 - ごみ受入停止期間：令和3年6月1日～令和3年7月7日（予定）
- (4) 本業務履行期間中における他予定業務、工事は次のとおりである。
 - ア 発寒清掃工場焼却設備中間整備業務
 - イ 発寒清掃工場1・2号焼却炉改修工事
 - ウ 発寒清掃工場電気設備整備業務
 - エ 発寒清掃工場ダイオキシン類濃度測定業務

3 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施するものとし、粉じん対策ダイオキシン類飛散防止対策については、次のことに留意すること。

なお、エアシャワー室（附帯する設備を含む）は、他の受託者等にも使用を許可すること。

- (1) ダイオキシン飛散防止要領
 - ア 委託者主催のダイオキシン類ばく露防止対策委員会に出席すること。
 - イ 前号協議事項及び受託者が提出するダイオキシン類飛散防止計画書に基づき養生した後、施設管理担当者の承諾を受けること。
 - ウ エアシャワー室（附帯する設備及びエアシャワー室用エアを含む）は、他業務で設置した設備又は工場に設置されている設備を使用すること。
- (2) 管理区域
 - 保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
煙道	第1管理区域	レベル2	

4 作業用エア

- (1) 作業用に別途空気圧縮機を設置し、作業用エアを確保すること。
- (2) エアシャワー室用エアについても同様とする。

5 仮設設備等及び作業動線養生

- (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
- (2) 通路及びエレベーター等の作業動線を養生すること。

6 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

7 廃棄物の処理

- (1) 業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理方法
ア	廃金属	廃金属置場へ搬出
イ	灰	灰ピットへ搬出

ウ	その他可燃物	2F倉庫へ搬出
---	--------	---------

(2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

8 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の(1)(2)の検査、並びに(3)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

- (1) 整備報告書等に基づく検査
- (2) 施工状況目視検査
- (3) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

(ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

9 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

10 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

整備箇所	図番	整備内容及び特記事項
1 1.2号煙突	1 ・ 2	<p>1. 煙突下部マンホールから作業中に粉塵等が飛散しないように養生を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXN対策養生は車両の通行に支障が出ないように搬入、設置、解体、搬出すること。 <p>2. 清掃時に煙道側へ粉塵が入らないように、煙突との接続部付近に養生を行うこと。</p> <p>3. 煙突内部に頂部昇降及び作業用のゴンドラを設置すること。</p> <p>4. 煙突内部の清掃を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突ノズル部内外面はFRPライニング、SS部(煙道の一部を含む)はリン酸塩皮膜による防錆処理を施しているため、清掃時は当処理部を傷つけないこと。 ・清掃中は煙突頂部より粉塵が飛散しないよう養生すること。 <p>5. 煙突内部の発錆、腐食状況等の点検をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前に内部の粉塵等の付着状況、発錆状況を点検すること。 ・清掃後内部FRPの剥離、損傷及び防錆処理皮膜の剥離、劣化状況を点検すること。 <p>6. RFのノズル外面、水切り部、床面の清掃を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突整備作業終了後に清掃を行なうこと。 ・各煙突作業終了後、煙突内部に遺失物等無いことを確認し、煙突下部の粉塵を取り除きマンホールを閉じること。 また、煙突頂部の養生シートは作業前と同じ状態に復旧すること。 <p>7. 作業は各休炉期間に実施するものとする。共通休炉期間となる場合は、作業は1筒毎に行い、1筒は送風可能(脱臭装置運転)な状態とすること。</p>